

## 「新愛知県がんセンター基本計画等検討業務」公募型プロポーザルに係る質問及び回答

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
1	参加表明書及び技術提案書作成要領	3-(2)-②-エ	“公共建築協会の受領印が無いなど資料が不完全である場合”と記載ありますが、設計者情報(PUBDIS)への登録証明の事でよろしいでしょうか。又、未登録の実績、PFI 導入調査などは契約書の写し及び体制表(又は雑誌の写し)があればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(PUBDIS の業務カルテ受領書を提出する場合は公共建築協会の受領印があるものを提出してください。 なお、補足になりますが、雑誌の写し単独では契約を締結した事実を証明するのに十分ではありませんので、必ず契約書の写し等とセットで提出してください。
2	特記仕様書	全般(別表1)	機能・規模、施設整備計画、経営形態等について別表1に示される期日を目途に一次報告を行うこととなりますが、最終合意・決定まで、どのような進め方・体制で進められますでしょうか(例えば、貴県と病院事業庁様で委員会或いはプロジェクトチーム等が組成され、その中で計画等をもんでいくイメージでしょうか)。現時点での想定があればご教示ください。	機能・規模、施設整備計画、経営形態等については、本業務の調査結果等を基にして、病院事業庁を含む庁内のプロジェクトチームやワーキングなどで検討され、県としての意思決定プロセスを経て最終的に決定することを想定しています。 なお、一次報告に至る間にも、病院事業庁を含む関係部局の職員との定期的な打ち合わせを通じて、業務内容の協議を実施する予定です。
3	特記仕様書	第2-3-(1)	“最適な経営形態の検討”について、本業務では主に、独立行政法人化を含む実施可能な経営手法を抽出し、当該手法を採用する場合の論点、プロセス、体制・運用方法、組織設立に係る必要な事項の検討、スケジュールなどを踏まえて、現在との得失比較を行い、方向性を整理するという理解でよろしいでしょうか	基本的にはお見込みのとおりですが、方向性の整理については慎重に検討すべきと考えられるため、業務範囲に含めるかどうかは別途協議する必要があると考えております。
4	募集要項	2-(1)-サ	独立行政法人化又は地方独立行政法人の設立に関する支援業務実績について、元請・共同企業体の構成員とありますが、「下請け」の実績でも参加資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	下請け(再委託)の実績では参加要件を満たしません。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
5	募集要項	2-(1)-サ	独立行政法人化又は地方独立行政法人の設立に関する支援業務実績について、「完了した業務に限る」とありますが、「完了」とは、業務が完了すれば良いのでしょうか。それとも独法化成立をもって完了ということでしょうか。地方独立行政法人化に向けて支援した結果、議会等で否決されたケースも実績としてカウントしてよろしいでしょうか。	独法化が成立していなくても、契約上、支援業務が完了していれば参加要件を満たします。
6	募集要項 ＜基本設計書 (金抜き)＞	5	見積書に諸経費、技術料等経費、特別経費の項目が設定されていますが、発注者から算出ルールが提示されていませんので、弊社のルールに則って算出を行うという理解で良いでしょうか。	今回は発注者から特定の積算基準を指定している訳ではありませんが、公開されている歩掛りや積算基準を使用できる場合は、できるだけそれらにより算出してください。
7	特記仕様書	第2-2-(2)-イ	がん医療に特化した病院のうち、スマートホスピタルの先進事例についてインタビュー調査や現地調査が記載されています。この調査は、①受託者が医療機関を選択するということが良いか、②現地調査・インタビュー調査に発注者スタッフも同行するのか、③②で同行する場合、その交通費等は発注者負担となるのか、についてご教授ください。	①受託者において調査先候補を選択、提示いただき、発注者との協議により調査先を決定します。 ②可能な限り、調査に発注者も同行します。 ③発注者分の交通費等は発注者が負担します。
8	特記仕様書	第2-4-(3)	発注者が開催する会議および有識者ヒアリングについて、想定されている開催回数についてご教授ください。また、愛知県外で実施する可能性がある場合、その開催地・回数についてご教授ください。	会議及びヒアリングの回数は以下を想定しています。 ・(庁内) 会議 10回程度 ・有識者ヒアリング 最大で20回 うち県外(主に東京方面)が12回程度 ※ 但し、現時点でヒアリング先は未定です。また、オンライン形式でヒアリングする可能性もあるため、実際に現地でヒアリングする回数は不明です。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
9	参加表明書及び技術提案作成要領	2-表1	記載するのは表1の予定技術者のみでよく、予定技術者のもとで業務を担当する担当者の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	参加表明書及び技術提案作成要領	2-(1)-③	「自社の担当技術者を必ず選任し」とあります。共同企業体での応募の場合には「構成企業」と読み替えばよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。